

令和7年度下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業 募集要項

1 事業概要

介護従事者の負担軽減及び働きやすい職場環境の整備をはかり、介護従事者の確保及び介護の質の向上を目指すため、下記の専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業に係る費用について補助を行う。

2 対象事業

- (1) 介護ロボット、ICT機器等の効果的な活用を行うため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
- (2) ノーリフティングケアを実施するため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
- (3) 介護サービス事業所の業務改善等を推進するため、業務上の課題の抽出、改善計画の作成・実施等の取組について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業

3 応募対象介護サービス事業所

居宅サービス事業所	① 通所介護 ② 通所リハビリテーション（介護予防含む） ③ 短期入所生活介護（介護予防含む） ④ 短期入所療養介護（介護予防含む） ⑤ 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）
地域密着型サービス事業所	⑥ 地域密着型通所介護 ⑦ 認知症対応型通所介護（介護予防含む） ⑧ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） ⑨ 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） ⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑫ 看護小規模多機能型居宅介護
介護保険施設	⑬ 指定介護老人福祉施設 ⑭ 介護老人保健施設 ⑮ 介護医療院

※下関市内の下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条第1項に規定する介護サービス事業所の運営法人

4 補助対象経費及び補助基準額

補助対象経費	報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助基準額	補助対象経費の実支出額の合計額から補助対象経費に係る寄附金その他の収入額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）。 上限30万円

5 事業実施期間

令和8年3月末まで

※補助対象事業に着手する前に、下関市より補助金交付決定通知を受ける必要があります。

6 応募方法

以下の申請書及び書類を作成の上、令和8年2月27日（金）までに下関市介護保険課庶務係へ提出する。

【提出方法】 持参、郵送またはメール

【提出書類】

- ・下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・補助対象事業に係る収支予算（見込）書
- ・補助金所要額調書（様式第2号）
- ・補助対象事業の支出予定額が分かる見積書等の写し

7 審査及び補助事業者の決定

- ・審査・決定は、下関市が提出書類を受理した順に行う。（郵送の場合は提出書類が下関市に到着し、介護保険課が書類を受理した時点）
- ・下関市は提出のあった書類を基に、審査を行い、補助事業者を決定する。補助対象事業者が決定した場合は、速やかに結果を通知する。

8 留意事項

- ・補助対象事業者は、本募集要項及び交付要綱に従って、事業を実施すること。
- ・事業が完了後は、交付要綱に従い、完了報告書及び補助決定事業の成果が分かる書類の提出が必要となるので留意すること。
- ・決定した事業者が3事業者に達した時点で受付を終了する。